

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の特例措置の延長 (国税 20・地方税 21(自動連動))(法人税:外、法人住民税・事業税:外)																																																				
2	要望の内容	<p>中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、適用期限を平成29年度末までの2年間延長する。</p> <p>①飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる</p> <p>②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる</p> <p>※中小法人については①又は②のいずれかを選択。</p>																																																				
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																																				
4	評価実施時期	平成27年8月																																																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和 57 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 6 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 10 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 14 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 15 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21 年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(600 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 25 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 26 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>接待飲食費 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下※</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)	平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 90%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%	平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%	平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																																				
昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)																																																				
平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 90%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																																				
平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																																				
平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																																				
平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%																																																				
平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%																																																				
平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%																																																				
	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%																																																				

6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで (平成28年度～平成29年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。

《政策目的の根拠》

交際費については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。

こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。アベノミクスによる経済の好循環により、近年の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を引き続き図る必要がある。

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること
施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

業況判断DIの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行))、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

- ① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる
- ② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる

○過去5年間の交際費支出額の推移
平成21年度 2,997,859 百万円
平成22年度 2,935,972 百万円
平成23年度 2,878,515 百万円
平成24年度 2,901,018 百万円
平成25年度 3,082,536 百万円

(出典)国税庁「会社標本調査」

—

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 日銀短観による全産業の業況判断DIは7(平成27年6月)、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成27年4～6月期)となっており、日銀短観においては一部では持ち直しの動きが見られるが、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金1億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について見直しを行ったことで、新規顧客の開拓等により交際費支出が促進され、企業活動の円滑化・活性化を図られることにより、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図られ、経済への効果が期待できる。</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月